

(利用許可の申請)

第1条 京都市京北運動公園条例（以下「条例」という。）第5条の規定により利用の許可を受けようとするものは、条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が市長の承認を得て定める申請書に指定管理者が必要と認める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、付属設備のうち有料ロッカー又は温水シャワー設備を利用しようとする者が、第4条第3項本文の規定によりその利用に係る料金を支払ったときは、利用の許可の申請があったものとみなす。

(受付期間)

第2条 前条第1項の規定による申請は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の1箇月前から受け付けるものとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、受付を開始する日を変更することができる。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、第1条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る利用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

2 付属設備のうち有料ロッカー及び温水シャワー設備については、次条第3項本文の規定によりその利用に係る料金を支払ったときに、利用の許可があったものとみなす。

(利用料金)

第4条 条例別表第1に掲げる付属設備の利用に係る料金の上限額は、別表のとおりとする。

2 条例別表第2に掲げる広告その他の利用に係る料金の上限額は、その都度市長が定める。

3 付属設備のうち有料ロッカー及び温水シャワー設備の利用に係る料金は、当該有料ロッカー又は温水シャワー設備を利用する際に、硬貨投入口に投入して支払わなければならない。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、別に定める方法により支払わせることができる。

(利用料金の還付)

第5条 条例第8条ただし書の規定により京都市京北運動公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を還付する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理上の都合により利用の許可を取り消した場合 全額

(2) 災害その他の不可抗力により利用することができなくなった場合 2分の1に相当する額

(3) 利用日の7日前までに利用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合（利用日の属する月の前月の初日前に第1条第1項の規定による申請をした場合を除く。） 全額

(利用料金の減免)

第6条 条例第9条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(特別の設備)

第7条 条例第10条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他指定管理者が必要と認める書類を指定管理者に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この規則は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則（平成26年10月6日規則第39号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第122号）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都市京北運動公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年7月8日規則第26号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都市京北運動公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

区分		単位	利用料金
有料ロッカー		1個1回につき1日	円 100
温水シャワー設備		1個につき1回	100
放送設備（マイクロホン1本付き）		一式につき1日	2,500
携帯用拡声器		1台につき1日	780
大会用テント		1張りにつき1日	460
夜間照明設備	野球場用	1時間	5,490
	テニスコート用	1面分につき1時間	610
野球用ベース		1組につき1日	150
テニス用ネット		1張りにつき1日	150